

平成26年 第5回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成26年5月21日(水) 午後3時00分開会  
午後4時37分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
37	「平成26年度摂津市立小中学校結核対策委員会の委員の委嘱又は任命の件」	承認
38	「摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件」	承認
39	「平成26年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」	承認
40	「平成26年度摂津市立小学校教科用図書選定委員会調査員任命の件」	承認
41	「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
42	「摂津市社会教育委員委嘱の件」	承認
43	「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」	承認

出席者

委員 長	大矢優子	次世代育成部次長		総務課長代理	鈴木 誠
委員長職務代理者	福元 実	兼教育センター所長	若狭孝太郎	子育て支援課長代理	
委員	齊藤公男	総務課長	溝口哲也	兼家庭児童相談室長	高田邦明
委員	山手知栄子	子育て支援課長	木下伸記	生涯学習課長代理	
教育 長	箸尾谷知也	次世代育成部参事		兼安威川公民館長	伊部貴雄
教育総務部長	山本和憲	兼こども教育課長	小林寿弘	総務課主査	池田智子
次世代育成部長	登阪 弘	学校教育課長	荒木智雄		
生涯学習部長	宮部善隆	学校教育課参事			
		兼課長代理	野本憲宏		
		教育支援課長	撰田裕美		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		
		文化スポーツ課長	辻 稔秀		

委員長

ただいまより、平成26年第5回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は齊藤委員ですので、よろしく申し上げます。

本日の議事進行につきまして、各委員にお諮りします。本日の付議事件は7件ございますが、議案第40号は、平成26年度摂津市立小学校教科用図書選定委員会調査員任命に関する案件であります。この議案につきましては、教科用図書の採択の公正確保のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。従いまして、まず議案第37号から議案第39号まで、及び議案第41号から議案第43号を審議し、続いて2. 報告事項のすべて終えた後に暫時休憩をとりまして、引き続いて秘密会を宣言し、議案第40号について関係部課長の出席を求め再開したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行してまいります。

それでは、議案第37号「平成26年度摂津市立小中学校結核対策委員会の委員の委嘱又は任命の件」について、総務課長より説明をお願いいたします。

総務課長

議案第37号「平成26年度摂津市立小中学校結核対策委員会の委員の委嘱又は任命の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。

この件につきまして、ご質問がございませんので、議案第37号「平成26年度摂津市立小中学校結核対策委員会の委員の委嘱又は任命の件」は承認といたします。

続きまして、議案第38号「摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第38号「摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。  
今までこのような議案はありませんでしたが、それは問診票でこのような回答がなく、今回初めてこのような事例があったので諮問することになったのでしょうか。

総務課長

これまでは摂津市立小中学校結核対策委員会は要綱により運用していましたが、今年度4月から摂津市附属機関に関する条例の改正に伴い、教育委員会の附属機関として設置しましたので、今回議案として上程することになりました。

委員長

それでは、今までも問診票の結果はとりまとめていたということでしょうか。

総務課長

はい。問診票は毎年とりまとめており、該当者があれば摂津市立小中学校結核対策委員会にて審議しておりました。

委員長

他にご意見・ご質問等が他にございませんので、議案第38号「摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件」については、承認いたします。

続いて、議案第39号「平成26年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第39号「平成26年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見等はございますか。

13ページの資料を基に補足をさせていただきます。摂津市の学力向上施策の目標は、資料に記載しています2点です。この2点の目標を達成するために、3つの方策で学校を支援したいと考えています。それが①学校への支援の強化、②授業補助、③教員の指導力向上です。①学校への支援強化の方策としては、学校支援チームによる支援、学識経験者等による支援、教育委員会による支援の3つを挙げています。1つ目の学校支援チームによる支援としては、市単独事業の教育相談事業にて校長OB4名を教育センターに配置し、校長OBと指導主事が、初任者や指導力不足の教員、また管理職への指導助言を行っております。教育委員会による支援としては、教育委員の皆様も参加しております学校経営計画のヒアリングによる、進捗状況の把握等を行っております。

今回、市町村での新しい取り組みについて府が、事業費の1/2補助(上限150万円)することになりましたので、市として300万円の事業を立ち上げることとしました。目的①学校への支援の強化の方策の2つ目に挙げている、学識経験者等による支援でございます。従前からの学校支援チームに対するスーパーバイズや管理職への指導助言を大学の先生や弁護士などのスーパーバイザーにお願いする体制を新たに作りたいと思います。

また、目的②授業補助の方策としては、小学校へ市単独事業として、小学校1年生等学級補助員配置事業を行っており、中学校へは府の事業として、スクール・エンパワーメント支援員を第二中学校と第五中学校へ1日4時間・週2日・年35週で配置しております。その他にも小学校では市単独事業の学習サポーター派遣事業、中学校では新規の市単独事業の学力向上事業を既に行っております。今回、先程申し上げました府の補助金を活用して、小学校新規2校と中学校は継続2校と新規1校に摂津市スクール・エンパワーメント支援員として退職教員や教員を志望する学生等を派遣し、授業補助や放課後学習支援を行う事業を予定しております。小中学校の新規派遣対象校については年間120日、中学校の継続2校については2校分で年間120日の派遣にて、各校週4日の配置を予定しております。

また、目的③教員の指導力向上の方策として一般教職員研修や学力向上先進校への視察を行うべく努力しておりますが、今回の府のスクール・エンパワーメント事業の補助金にて新たに小中学校学力

向上担当者研修を行いたいのので、そのための講師謝金として予算計上しているものです。

ご説明しましたように、年度途中での府からの新たな事業に対する働きかけがありましたので、このようなかたちで事業を予定し、補正予算の承認を求めるとのことです。

委員長

小学校の学習サポーターと摂津市スクール・エンパワーメント支援員は、どちらも退職教員等を派遣となっていますが、同じ人物が担当するのでしょうか。また、例年中学校にも学習サポーターが派遣されていたように記憶しておりますが、今年はなくなったのでしょうか。

学校教育課長

学習サポーターについては学校の裁量で自由に活用することができるもので、国語や算数、水泳の授業の補助としてや、放課後のしゅくだい広場の指導員として、学校の状況に合わせた活用ができるという特性があります。スクール・エンパワーメント支援員は学力向上のために活用するものですので、国語や算数などの授業の補助をしております。それぞれの特性を理解したうえで、同じ人物が兼務している場合もございます。

また、本市では大阪府のプリントによる力試し問題やつまづきテストを活用したいと考えておまして、摂津市スクール・エンパワーメント支援員はそのテストの採点を行ってもらうことも予定しております。

中学校の学習サポーターについては今後必要になると思われまますので、9月の補正予算で要求していく計画でございます。

委員長

分かりました。ありがとうございます。

教育長

市の新規事業である、中学校の学力向上支援事業については教員免許を有する者を派遣としております。それ以外の学習サポーターとスクール・エンパワーメント支援員については教員免許を必要としないので、現在派遣している学習サポーターの中で、時間的に可能であればスクール・エンパワーメント支援員の兼務をお願いすることもございます。

委員長	多くの優秀な人材が集まってくれることを願っております。
山手委員	もう少し具体的に教えてほしいのですが、授業の補助とはどのようなことを行うのでしょうか。先程ご説明のあった採点以外のことも行うのでしょうか。
学校教育課長	授業中にクラスの中に入って児童生徒の学習の補助を行います。
委員長	学習サポーターは市内全ての小学校に派遣されているのでしょうか。
学校教育課長	しゅくだい広場は全小学校で行っており、学習サポーターが指導を行っております。授業補助はそれぞれの学校の運用によります。
委員長	それぞれの学校で状況に合わせた学習サポーターの利用を行い、頑張っているということですね。
学校教育課長	そのとおりでございます。
委員長	<p>それでは、他にご意見・ご質問等がございませんので、議案第39号「平成26年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」は承認いたします。</p> <p>続いて、議案第41号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、こども教育課長より説明をお願いします。</p>
次世代育成部参事 兼こども教育課長	議案第41号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めるものでございます。また、関連いたします報告事項（2）摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例施行規則の一部を改正する規則制定について及び、報告事項（3）摂津市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱の一部改正についてを併せてご説明してよろしいでしょうか。
委員長	お願いします。

次世代育成部参事  
兼こども教育課長

【以下、議案書により説明】  
[摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明]  
[摂津市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱の一部改正について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見等はございますか。  
公立幼稚園の保育料はいくらでしょうか。

次世代育成部参事  
兼こども教育課長

入園料が7千円、保育料は月額1万円でございます。

委員長

公立幼稚園の保育料減免で、市町村民税が非課税の世帯における減免年額が6万円の場合ですと、保育料の年間総額は半分になるということですね。

次世代育成部参事  
兼こども教育課長

12万7千円から6万円の減額となります。市町村民税が非課税の世帯は、保育料は就園の1人目、2人目までは年額6万円の減額、3人目以降は7万9千円の減額となります。また生活保護を受けている世帯では全額免除となっており、その他の課税世帯については28ページの表のとおりとなっております。

山手委員

国の要綱改正に伴う変更とは、従来の制度より手厚くなっているのでしょうか。

次世代育成部参事  
兼こども教育課長

そのとおりでございます。特に市町村民税が課税の世帯における2人目以降の園児や、市町村民税が課税の世帯で小学校1年生から3年生までのお子さんと園児が1人または2人以上という場合は、減免額の増額又は新設を行っております。

山手委員

様々なケースが想定されているということですね。

委員長

子育てがしやすくなるということですね。  
ご意見・ご質問等が他にございませんので、議案第41号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について



は、承認いたします。

続いて、議案第42号「摂津市社会教育委員委嘱の件」について、生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第42号「摂津市社会教育委員委嘱の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めますのでございます。

**【以下、議案書により説明】**

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見等はございますか。

委員長職務代理者

社会教育委員に年齢制限の市の基準はありますか。

生涯学習課長

社会教育委員などの附属機関の委員につきましては、市として任用基準を設けており、任期中に75歳を迎える方については委嘱できないものとなっております。ただし、団体からの推薦による委員については年齢制限を設けておりません。

委員長

ご意見・ご質問等が他にございませんので、議案第42号「摂津市社会教育委員委嘱の件」については、承認いたします。

続いて、議案第43号「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」について、安威川公民館長より説明をお願いします。

生涯学習課長代理  
兼安威川公民館長

議案第43号「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めますのでございます。

**【以下、議案書により説明】**

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見等はございますか。

先程の社会教育委員と同じような団体からの推薦者となっておりますが、兼務の方もいらっしゃる、適任であると思っております。

特にご質問等がございませんので、議案第43号「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」は承認いたします。

それでは、2. 報告事項（1）事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長	[事業実施に伴う奨励援助の件について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。 特にご質問等がございませんので、次に進みます。(2) 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例施行規則の一部を改正する規則制定について及び、(3) 摂津市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱の一部改正については先程説明がありましたので、(4) 平成26年度4月までの問題行動等の報告について学校教育課長より説明をお願いいたします。
学校教育課長	[平成26年度4月までの問題行動等の報告について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。
委員長職務代理者	いじめの2件目の報告で、下から2行目に『Cは元気に登校している』とありますが、加害者であるCが元気に登校しているのか、それともCではなくBの誤記でしょうか。
学校教育課長	被害者Bが現在は元気に登校しておりますので、誤記でございます。申し訳ございませんでした。
山手委員	いじめの2件目と3件目について、説明は短い文章ですし現場にいないので分からないところがあるのですが、この2つのケースは、被害者はあくまで何の落ち度もない被害者、加害者は加害者とはっきりとわかれる事例なのでしょうか。2件目ですと加害者はなぜお茶を吹きかけようとしたのか、また3件目ですとなぜ被害者は「学校に行きたくない」旨を書き込んだのか、それを受けて加害者がどのように感じてこのような行動になったのか分からないのですが、この2件については被害者、加害者とはっきりわかれるのか疑問に感じます。学校は双方の気持ちや事情をどのように確認して解決しているのでしょうか。
学校教育課長	3件目のD中学校については被害者AがBから暴言を受けたと保護者に伝えたことから発覚した事例でして、当初はAの保護者は怒りと驚きでいっぱいでしたが、事情を確認しているうちに自分の

子どももかなりやり返していることが分かったので、お互い様という部分もあるということになりました。しかしいじめとして認定するにあたり、それまでの経緯や日頃の問題行動を含め検討しておりまして、3件目の加害者Bは今回の被害者Aに対してだけでなく、これまでも様々生徒に対しての問題行動や対教師暴力を起こしておりますので、人の気持ちを考えなければならぬとBに指導すべきことから今回の事例をいじめとして認定し、しっかりとした指導を引き続き行う予定でございます。

どこまでが喧嘩でどこからがいじめかの線引きは非常に難しいところでございますが、学校のいじめ防止の委員会ですっきりと話し合っただけで対応していきません。

山手委員

被害者、加害者と分けることが難しい事例も多いと思いますが、学校の対応としては両方が良くなるように心配りをしているということでしょうか。

学校教育課長

そのとおりでございます。

山手委員

2件目のケースはいかがでしょうか。

学校教育課長

2件目のI小学校のケースについては、被害者Bが今回の加害者C以外の児童からいろいろと言われたりちょっかいをかけられているという状況がございますので、しっかりと見ていかなければならないということで、いじめに認定しております。

委員長

非常に短い文章で書かれていますので、今回のケースのような状況は分かりにくいかと思います。

山手委員

そうですね、この説明文章だけでは片方が被害者、もう片方が加害者と言われるほどのことがあるのかなと疑問を感じておりました。事情が分かりました、ありがとうございます。

学校教育課長

今後は事情も分かるような説明文書に致します。

委員長

生徒間の暴力行為が中学校で1か月に10件とあり、去年は年間

で67件でしたのでこの4月が非常に多いように感じますが、これは何か原因があるのでしょうか。

学校教育課長 4月は学年のスタートのため、生徒の気持ちが落ち着いていない状況の学校がございます。その中で対教師暴力と生徒間暴力を同じ生徒が起こしている事例もございます。

委員長 問題行動等の表にあります器物破損は、不慮の事故ではなく生徒がイライラして壊したということでしょうか。

学校教育課長 この表で計上しています器物損壊のケースは、ある程度の悪意によるものや、悪ふざけによるものでございます。

齊藤委員 これまで小学校での対教師暴力の事例は少なかったように思います。4月の事例については、新年度で担任の先生が交代され、先生の注意の仕方が変わったこと等にその原因はなかったのでしょうか。

学校教育課長 担任は変更していますが、新年度で人間関係がまだできていないということは事実でございます。しかし特に強い指導があったという状況はないと思います。

齊藤委員 昨年度は4年生以下の児童の対教師暴力の報告はありませんでしたが、新年度になって何故急に対教師暴力が生じたのかを疑問に思いお伺いしました。

学校教育課長 この児童につきましては、今まで対教師暴力はありませんでしたが、落ち着きがなく興奮したり問題行動については前年度よりありましたので、発達検査も行っております。

齊藤委員 ご説明ありがとうございます。事案の背景が分かりました。

教育長 クラス替えや新1年生の入学で4月はやはり集団の人間関係及び教員との関係を再構築する時期ですので、どうしても問題行動が増加します。私の経験上でも4月5月は問題行動が多かったと感じ

ます。また、先程委員長が前年合計件数に比べて多いとご発言されましたが、表では前年の合計件数が書かれているだけです。昨年度の同月と比較ができるように、また年間を通しての件数の変化が分かりやすいように、表の見直しを図ります。

また、不登校の欄が空欄になっているのは記入漏れではなく、不登校の定義が病気等の理由以外に年間を通じて30日以上欠席した者となっており、新年度が始まってまだ30日以上欠席したものはおりませんので、今のところ計上していないというものでございます。こちらについても今後はハイフンを入れるなどして誤解のないように工夫したいと思います。

齊藤委員 不登校について、同一の児童生徒が例えば30日休み、再度登校したのちまた30日休んだ場合は、不登校者数は1でしょうか、それとも2となるのでしょうか。

教育長 欠席が30日を超えた場合は1となりますので、例に挙げました場合ですと欠席30日登校後の欠席30日で合計の欠席日数が60日になりますが、不登校者数としては2ではなく1となります。

委員長職務代理者 先程、教育長より不登校の欄の空欄についてご説明がありましたが、この表では表されないケースとして、前年度に不登校として計上された児童生徒が今年度の4月も引き続き欠席しているというケースもあるのでしょうか。

学校教育課長 ございます。教育長からご説明のありましたように、こちらの表では年度当初の不登校の実態が分かりにくいので、次回の報告からは1学期で10日以上休んだ児童生徒を計上する方法への変更を検討してまいります。

教育長 不登校の定義は30日以上の欠席ですが、1学期で10日間、2学期まで20日間、3学期まで30日間というのがひとつの目安になります。1学期間で10日間の欠席は厳密には不登校とは言いませんが不登校の可能性があるので、その状況も反映できるような表の作成方法を検討します。

委員長	不登校だった子どもが途中から復帰することはありませんか。
学校教育課長	ございます。
委員長	そのような良い事例もこの表では表されないなので、それも表に反映していただければ、励みになるとと思いますのでご検討ください。
教育長	不登校で計上されていた子どもが学校復帰しても、一度計上された1は消えませんので、必ずしも、この表に載っている数字、例えば昨年度でしたら162人の子どもが全員休み続けているわけではございません。学校復帰した子どももいます。
委員長	<p>一目で把握できるような表し方というのは、複雑で大変だと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>また今回のいじめの3件目にあります、発端となったLINEについては、学校でも様々な対策を行っていきまして、例えば第三中学校では学年懇談会で保護者に啓発ビデオを見てもらう取り組みを行っていますが、なかなか対策は難しい様子ですね。</p> <p>他に質問等がありませんので、次に進みます。(5)各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	[各課事業日程報告について説明]
委員長	教育委員学校園所訪問がございますので、委員の皆様は宜しくお願い致します。学校教育課より、事前の質問について問い合わせがありました。ご質問ありますでしょうか。また、何かテーマを持って訪問するのもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。
委員長職務代理者	学校経営計画についてお話を聞きたいです。
委員長	以前に、校務員さんにお話を伺いたいという要望がありましたよね。
教育長	その時間帯に教職員に話を聞くというのが、時間の調整がつけば

良いのですが、授業の関係でなかなか時間が取れないということがございます。

委員長                   お昼休みの時間帯での訪問校にて、教職員にお話を伺うことは難しいでしょうか。

次世代育成部次長  
兼教育センター所長   管理職以外の参加ですが、教員の可能な限りの参加と、校務員については、授業参観または施設の見学に同行できないかと各校へお願いしているところでございます。しかし、必ず参加ということではございませんのでご了承願います。

山手委員                   要望があります。今までの給食試食は管理職の先生方と別室で行っていましたが、教室での試食は可能でしょうか。

以前に教育委員とは別の活動で、鳥飼東小学校にて本の読み聞かせの活動を行いました。その時は給食の試食を教室で子どもたちと一緒にいきまして、子どもたちの食べている時の様子もよく分かりとても良い経験をさせていただきました。今回も、子どもたちの食事の様子を拝見したいと思いましたが、試食の時間を利用して、学校経営計画のお話をお聞きしたり、また準備が大変だったりということもあるかもしれませんので、無理にとは申しませんがご検討いただけたらと思います。

次世代育成部次長  
兼教育センター所長   教室に入っの試食となりますと、委員の皆様方には二手に分かれていただくこととなりますが、ご希望でしたら今回試食を予定しています味舌小学校と別府小学校へ対応するように伝えます。

委員長                   一度教室での試食も行ってみたいかがかと思ひます。

教育長                   まずは学校に確認してからということでご了承願ひます。

委員長                   勿論、無理のない範囲内でご検討をお願い申し上げます。  
他に質問等がありませんので、これで報告事項をすべて終了いたします。

ところで先程の自転車安全講習会の視察はいかがでしたか。

山手委員

スタントマンの方が、本当に怪我をしたのかと思うくらいの迫力のある内容で、子どもたちも目で見ること、危険性や内容が心に残ったのではと思います。

ただ、仕方がないことではありますが、広い場所に子どもたちが並んでいて、司会者が左端のあたりにいたために、右端の子どもたちが聞き取りにくくてザワザワしていました。せつかくの迫力のある内容だっただけに残念です。次回は、スピーカーの利用や、司会者の位置等、全体に声が行き渡る工夫が必要だと思います。

教育長

風が強かったため音声聞き取りにくかったという事情もあると思います。校舎側のスピーカーを使用するという方法もありますが、音声がそのまま隣接するマンションに響くという問題もございまして、使用にあたっては配慮等が必要というのが現状です。第一中学校に限らず、学校のスピーカーについては、子どもに聞こえるような向きに設置しますと周辺にも響くということになりまして、学校では向きなど工夫しております。

また本日の生徒の並び方ですが、縦長に並びますと後ろの生徒はスタントが見えにくくなりますので、クラスごとに4列ごとに横並びにして見やすくしたということですが、横幅が広がってかえって両端のほうは集中力に欠けるということになりました。今後の検討課題に致します。

山手委員

今回の場合は安全対策のため、スタントマンの演技場所と生徒たちの座る位置との間に距離が必要ということもありましたので、並び方が難しかったと思います。今後の参考にしてください。

委員長

他にご意見等がないようですので、以上をもちまして秘密会以外の審議はすべて終了いたしました。会議の初めにお諮りしましたとおり、ここでいったん暫時休憩を取りまして秘密会として再開したいと思います。関係者以外の方はこれで終了いたします。それでは暫時休憩とします。

《暫時休憩》

委員長

これより秘密会として再開いたします。それでは、議案第40号



を審議いたします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

これにて秘密会を解きます。これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦勞様でした。